



宇和島市二次災害 緊急避難計画(暫定)

【概要版】 令和元年 5月 宇和島市

第 4.0 版

目的

平成 30 年 7 月 5 日～9 日にかけての豪雨災害により、吉田地区の各地で土砂崩れが発生し、尊い命や、財産が失われました。崩壊箇所では、現在も地肌が露出し、地盤が安定してないことから、今後の降雨による二次災害発生のおそれに備えるため、宇和島市二次災害緊急避難計画（暫定）を策定しました。

対象地区

市の中で特に土砂災害が集中した地区を指定し、被害規模等により対象地区を次の通り区分します。

(1) 緊急警戒区域

土砂災害集中発生区域※1により、緊急的に警戒を要すると認められる区域です。

地区	行政区等
吉田地区	御殿内、浅川、立目、牛川
奥南地区	南君、大良
喜佐方地区	沖村下(川平のみ)
玉津地区	全域
立間地区	全域
高光地区	徳之森

※1 土砂災害専門家(TEC-FORCE 高度技術指導班) 調査結果を踏まえた国土交通省による技術的助言による区域。

立間地区一部区域は、従来の基準での運用は可能との助言を受けたが、地元協議の結果、現在の運用(1段階早めた基準)を継続する。

玉津地区花組は、1段階早めた基準運用の助言はなかったが、地元要望によるもの。

(2) 警戒区域

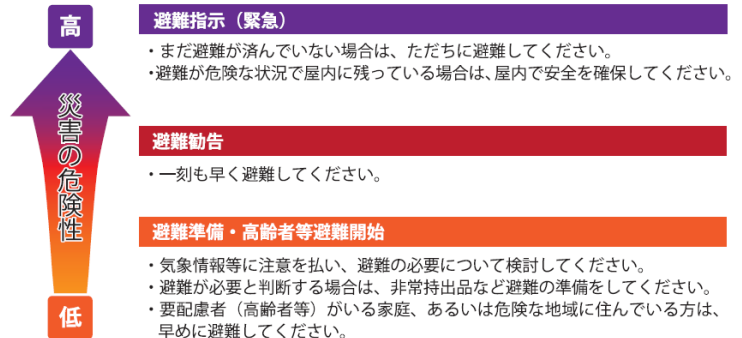
吉田町内の緊急警戒区域を除く区域です。

避難勧告等の暫定基準

緊急警戒区域に対し、避難勧告等の発令基準を1段階早めた暫定基準の運用を行います。

避難情報	暫定基準	通常基準
災害発生	警戒レベル5 (大雨特別警報)	警戒レベル5 (大雨特別警報)
避難指示(緊急) 避難勧告	警戒レベル4 (土砂災害警戒情報)	警戒レベル4 (土砂災害警戒情報)
避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル4 (大雨警報)	警戒レベル3 (大雨警報)
	警戒レベル3 (大雨注意報)	

(避難に関する情報の種類とその対応)



※大雨注意報や大雨警報(土砂災害)等が発表され、かつ、対象地区の土壤雨量指数が基準を超過した場合に運用。

緊急避難用避難所等

(1) 緊急避難用避難所

緊急避難用避難所(収容人)	土砂適応	開設時状態	
		A	B
吉田公民館(1,389)	○	職員	職員
吉田小学校(2,330)	△	無人	職員
奥南公民館(280)	△	職員	職員
奥南小学校(1,319)	△	無人	職員
喜佐方公民館(301)	△	職員	職員
喜佐方小学校(1,251)	△	無人	職員
玉津公民館(345)	△	職員	職員
玉津小学校(1,282)	△	無人	職員
立間公民館(345)	△	職員	職員
立間小学校(1,282)	△	無人	職員
高光公民館(181)	△	職員	職員

A - 「避難準備・高齢者等避難開始」発令時

B - 「避難勧告」以上発令時

※山側を避けた場所及び2階以上の場所を基本とする。ただし、初期段階では学校は体育館を使用し、避難情報・気象状況及び避難者数の状況等により、校舎の2階以上へ移動(避難)する。

○非常持出品を準備して持参をお願いします



市では緊急避難用避難所の避難所に非常食、飲料水、毛布等を準備しておりますが、数に限りがありますので、非常持出品の準備と避難時の持ち出しにご理解ご協力を願います。なお、避難が中長期にわたる場合は、随時公的な物資を配備します。

(2) 避難ブロック

各地域の避難先を、行政区、人口、地域の結びつき、避難導線、収容可能人員等より総合的に勘案しブロック分類しています。

分類	緊急避難用避難所	緊急警戒区域
吉田	吉田公民館 吉田小学校	御殿内、浅川、立目、牛川
奥南	奥南公民館 奥南小学校	南君、大良
喜佐方	喜佐方公民館 喜佐方小学校	沖村下(川平)
玉津	玉津公民館 玉津小学校	全域
立間	立間公民館 立間小学校	全域
高光	高光公民館	徳之森

(3) 補完避難所

不測の事態に備え、次の避難所を開設します。

補完避難所 (収容 人)	土砂適応	住所
宇和島市役所 (4,569)	○	宇和島市曙町 1
保健センター (820)	○	宇和島市祝森甲 811

避難手段

- (1) 自助避難 徒歩や自家用車による避難。
- (2) 共助避難 徒歩や乗り合わせによる地域による避難。自力で移動できない避難行動要支援者や高齢者等についても、各地区の自治会長、

民生委員、消防団、自主防災組織等の協力を得て、避難所まで避難してください。

(3) 公助避難

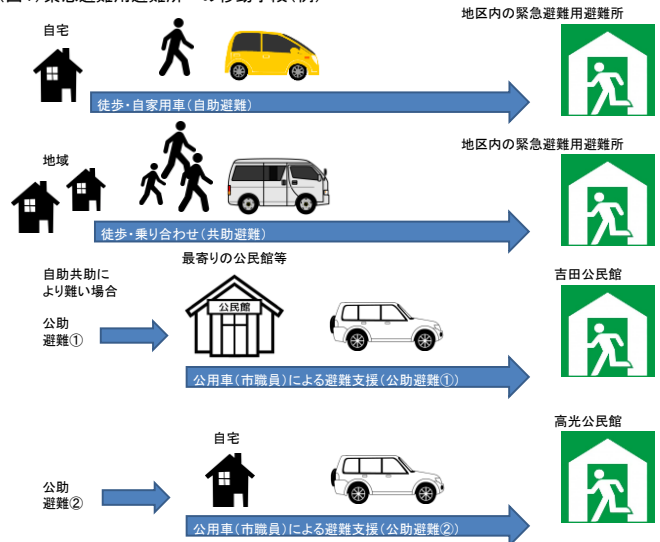
自助共助により難しい場合、輸送要請があった場合、職員が公用車で集会所や要請者宅から避難所へ輸送します。

(吉田) 要請者→吉田公民館→各公民館

(高光) 要請者→高光公民館

※原則、日没までとする。

(図1) 緊急避難用避難所への移動手段(例)



情報伝達手段

避難勧告等発令後、速やかに、避難を促します。

(主な情報伝達手段)

防災ラジオ



屋外スピーカー

(屋外拡声子局、広範囲屋外拡声器、地区放送FM連携、アーケード放送FM連携等)

安心安全情報メール、緊急速報メール

避難勧告等の発令に当たってのお願い

暫定基準を運用することから、避難勧告等が頻繁に発令されることが想定されます。また、比較的短期間の避難となる一方で、広範囲・大人数を対象としているため、皆様にはご負担をおかけいたしますが、市では**人命を守ることを最優先に対応する方針**であることをご理解いただきますようお願いいたします。